平成２９年（フ）第５５号
広島県尾道市栗原東１丁目２番６号
債務者　角橋　育代
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第１３号
高知県吾川郡仁淀川町森2322番地１、申立時の住所高知県吾川郡仁淀川町長者乙2498番地４
債務者　田村　笑子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２９年（フ）第５０号
福岡県田川郡川崎町大字田原129番地　三井緑ヶ丘団地68号
債務者　小栁　美幸
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第５１号
福岡県田川市大字川宮1404番地10
債務者　藤本　裕子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第１３７号
佐賀市川副町大字福富272番地22
債務者　横尾まさよ
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３８号
佐賀市川副町大字福富272番地22
債務者　横尾　繁巳
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４２号
佐賀県神埼市神埼町尾崎2038番地１　コーポタケモト（現建物の名称ドリームライフ神埼）202
債務者　天本　貴子（旧姓八谷）
1　決定年月日時　平成29年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４５号
熊本県菊池郡大津町大字室2144番地２
債務者　冨田　浩三
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２４６号
熊本市西区新土河原１丁目４番28号　フリーデン・リーベ901、前住所熊本市南区白藤２丁目３番81―1102号
債務者　川田龍太朗
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２６９号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水2137番地　町営原水団地Ａ―103号
債務者　柚木　浩司
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２７０号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水2137番地　町営原水団地Ａ―103号
債務者　柚木まゆみ
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１４１号
大分県別府市大字北石垣668番地の２　ＢハウジングⅢ305号
債務者　杉園　直樹
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１６７号
大分県別府市亀川四の湯町８番37号　ユーミーマンション宮尾203号
債務者　荒金　竜也
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１６８号
大分県別府市亀川四の湯町８番37号　ユーミーマンション宮尾203号
債務者　荒金　由美（旧姓佐藤・高橋）
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１７３号
大分市大在浜２丁目３番14号（ＷＩＮＤＯＭ原101）
債務者　安部　正勝
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１９２号
宮崎市橘通西２丁目２番14号　ＡＳＴＥＥＱ705号
債務者　稲田真季子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
宮崎地方裁判所破産係